

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和3年5月18日答申分

○答申の概要

| | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 3件 |
| 国民年金関係 | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 2件 |

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000008 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100005 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 10 年 9 月から平成 16 年 3 月まで及び平成 17 年 1 月から平成 19 年 5 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 10 年 9 月から平成 16 年 3 月まで及び平成 17 年 1 月から平成 19 年 5 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 10 年 9 月から平成 16 年 3 月まで及び平成 17 年 1 月から平成 19 年 5 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 10 年 9 月から平成 16 年 3 月まで及び平成 17 年 1 月から平成 19 年 5 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 10 年 7 月及び平成 16 年 4 月から同年 7 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 10 年 7 月及び平成 16 年 4 月から同年 7 月までの標準報酬月額については、次の表の第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

請求者の A 社における平成 11 年 4 月から同年 10 月まで及び平成 12 年 5 月から同年 9 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 11 年 4 月から同年 10 月まで及び平成 12 年 5 月から同年 9 月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 10 年 7 月、平成 11 年 4 月から同年 10 月まで、平成 12 年 5 月から同年 9 月まで及び平成 16 年 4 月から同年 7 月までの第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額 (第三欄 (平成 10 年 7 月及び平成 16 年 4 月から同年 7 月までについては第二欄) に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 | 第四欄 |
|-----------------------------|-------|-------|-------|
| 平成 10 年 7 月 | 30 万円 | — | 44 万円 |
| 平成 10 年 9 月から平成 11 年 3 月まで | 28 万円 | 50 万円 | — |
| 平成 11 年 4 月 | 28 万円 | 44 万円 | 50 万円 |
| 平成 11 年 5 月 | 28 万円 | 47 万円 | 50 万円 |
| 平成 11 年 6 月 | 28 万円 | 44 万円 | 50 万円 |
| 平成 11 年 7 月から同年 9 月まで | 28 万円 | 41 万円 | 50 万円 |
| 平成 11 年 10 月 | 28 万円 | 41 万円 | 47 万円 |
| 平成 11 年 11 月から平成 12 年 2 月まで | 28 万円 | 41 万円 | — |
| 平成 12 年 3 月及び同年 4 月 | 28 万円 | 47 万円 | — |
| 平成 12 年 5 月から同年 7 月まで | 28 万円 | 41 万円 | 47 万円 |
| 平成 12 年 8 月及び同年 9 月 | 28 万円 | 44 万円 | 47 万円 |
| 平成 12 年 10 月から平成 13 年 8 月まで | 28 万円 | 44 万円 | — |
| 平成 13 年 9 月から平成 16 年 3 月まで | 32 万円 | 44 万円 | — |
| 平成 16 年 4 月から同年 7 月まで | 32 万円 | — | 44 万円 |

| | | | |
|----------------------------|-------|-------|---|
| 平成 17 年 1 月から同年 8 月まで | 32 万円 | 41 万円 | — |
| 平成 17 年 9 月から平成 19 年 5 月まで | 32 万円 | 44 万円 | — |

3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 10 年 7 月 13 日から同年 8 月 1 日まで
② 平成 10 年 9 月 1 日から平成 19 年 6 月 1 日まで
③ 平成 21 年 4 月 1 日から同年 5 月 7 日まで

請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険の標準報酬月額が実報酬よりも少ないため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間②（次の表の第一欄に掲げる期間）のうち、平成 10 年 9 月から平成 16 年 3 月までの期間及び平成 17 年 1 月から平成 19 年 5 月までの期間については、請求者が提出した給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、次の表の第二欄に掲げるオンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。

したがって、平成 10 年 9 月から平成 16 年 3 月まで及び平成 17 年 1 月から平成 19 年 5 月までの標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

平成 10 年 9 月から平成 16 年 3 月まで及び平成 17 年 1 月から平成 19 年 5 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 | 第四欄 |
|----------------------------|-------|-------|-------|
| 平成 10 年 7 月 | 30 万円 | — | 44 万円 |
| 平成 10 年 9 月から平成 11 年 3 月まで | 28 万円 | 50 万円 | — |
| 平成 11 年 4 月 | 28 万円 | 44 万円 | 50 万円 |
| 平成 11 年 5 月 | 28 万円 | 47 万円 | 50 万円 |
| 平成 11 年 6 月 | 28 万円 | 44 万円 | 50 万円 |

| | | | |
|-----------------------------|-------|-------|-------|
| 平成 11 年 7 月から同年 9 月まで | 28 万円 | 41 万円 | 50 万円 |
| 平成 11 年 10 月 | 28 万円 | 41 万円 | 47 万円 |
| 平成 11 年 11 月から平成 12 年 2 月まで | 28 万円 | 41 万円 | — |
| 平成 12 年 3 月及び同年 4 月 | 28 万円 | 47 万円 | — |
| 平成 12 年 5 月から同年 7 月まで | 28 万円 | 41 万円 | 47 万円 |
| 平成 12 年 8 月及び同年 9 月 | 28 万円 | 44 万円 | 47 万円 |
| 平成 12 年 10 月から平成 13 年 8 月まで | 28 万円 | 44 万円 | — |
| 平成 13 年 9 月から平成 16 年 3 月まで | 32 万円 | 44 万円 | — |
| 平成 16 年 4 月から同年 7 月まで | 32 万円 | — | 44 万円 |
| 平成 17 年 1 月から同年 8 月まで | 32 万円 | 41 万円 | — |
| 平成 17 年 9 月から平成 19 年 5 月まで | 32 万円 | 44 万円 | — |

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 10 年 9 月から平成 16 年 3 月までの期間及び平成 17 年 1 月から平成 19 年 5 月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成 10 年 9 月から平成 16 年 3 月までの期間及び平成 17 年 1 月から平成 19 年 5 月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①（平成 10 年 7 月）及び請求期間②のうち、平成 16 年 4 月から同年 7 月までの期間については、請求者が提出した給与明細書により確認できる当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていないものの、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記 1 の表の第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

また、請求期間②のうち、平成 11 年 4 月から同年 10 月までの期間及び平成 12 年 5 月から同年 9 月までの期間については、請求者が提出した給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記 1 の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の給与明細書によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄（平成 10 年 7 月及び平成 16 年 4 月から同年 7 月までについては第二欄）に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄（平成 10 年 7 月及び平成 16 年 4 月から同年 7 月までについては第二欄）に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

- 3 請求期間②のうち、平成 16 年 8 月から同年 12 月までの期間については、請求者が提出した給与明細書により確認できる当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、

オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っているものの、平成16年4月度から同年6月度までの給与明細書によると、いずれも「4/1～待機＝60%支給」と記載されているところ、日本年金機構は、請求者は待機に伴い、平成16年5月（平成16年4月度給与）、平成16年6月（平成16年5月度給与）及び平成16年7月（平成16年6月度給与）は低額の休職給が支払われた月に該当し、固定的賃金の変動している状態にあり、標準報酬月額の等級差は2等級以上あることから、平成16年8月の随時改定に該当する旨回答しており、当該改定による標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていないことから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められない。

- 4 請求期間③（平成21年4月）については、請求者が提出した給与明細書により確認できる請求期間③に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間③において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000318 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2100004 号

第 1 結論

昭和 56 年 4 月から昭和 60 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 4 月から昭和 60 年 9 月まで

昭和 56 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行い、その後 1 年間は納付していなかったが、翌年の昭和 57 年から前年度分と合わせて、A 区役所 B 出張所で請求期間の国民年金保険料を支払ったはずである。請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の国民年金の記号番号（＊）に係る昭和 56 年 4 月 1 日を資格取得日とする入力処理日は昭和 62 年 10 月 27 日であることが確認でき、日本年金機構は、請求者について他の国民年金の記号番号は判明しなかった旨回答していることから、請求者の国民年金の加入手続は、この時期に初めて行われたと考えられ、この時点において、請求期間のうち、昭和 56 年 4 月から昭和 60 年 6 月までの期間の保険料は、時効により納付することができない。

また、請求期間のうち、昭和 60 年 7 月から同年 9 月までの期間の保険料については、前述の加入手続時点において、過年度納付することが可能であり、請求者は、請求期間の国民年金保険料を A 区役所 B 出張所で納付していた旨主張しているところ、A 区は、請求期間当時、B 出張所において現年度保険料の収納を行っていたが、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付記録については、資料の保管がなく確認できないとしている。

このほか、請求者が請求期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000162 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100006 号

第 1 結論

昭和 61 年 2 月から昭和 63 年 9 月までの期間について、請求者が A 社における厚生年金保険被保険者であったとして記録を訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 2 月から昭和 63 年 9 月まで

昭和 61 年 2 月から昭和 63 年 9 月までの期間、A 社で正社員として週 6 日程度、1 日 8 時間程度勤務し、厚生年金保険料は給与から控除されていたが、厚生年金保険の記録がないので、訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったときに代表取締役であった者及び同社の破産管財人は、同社に係る資料の保管はない旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、請求者の請求期間に係る雇用保険被保険者記録は確認できない上、請求期間当時、A 社が加入していた B 健康保険組合は、保存期限経過のため、請求者の健康保険組合加入記録はない旨回答している。

さらに、請求期間において A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会を行ったが、請求者の主張を裏付ける回答を得ることができない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000306 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100007 号

第 1 結論

請求期間① (昭和 42 年 4 月 1 日資格取得、昭和 48 年 2 月 16 日資格喪失) について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

請求期間② (昭和 48 年 7 月 17 日資格取得、昭和 51 年 12 月 11 日資格喪失) について、請求者の B 社 (現在は、C 社) における厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 1 日から昭和 48 年 2 月 16 日まで
② 昭和 48 年 7 月 17 日から昭和 51 年 12 月 11 日まで

請求期間①については、A 社及び請求期間②については、B 社の厚生年金基金の期間が厚生年金保険に未加入となっている。下請け会社の厚生年金基金には代行部分はあるが、私が勤務していたのはメーカーであり、大企業であるメーカーの厚生年金基金には代行部分はないので、請求期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第 3 判断の理由

厚生年金保険法 (当時) によると、基金の設立事業所に使用される被保険者は、当該基金の加入員とする旨規定され、また、男子である被保険者であって、第三種被保険者及び第四種被保険者以外のものを第一種被保険者とし、第一種被保険者であって、厚生年金基金の加入員であるものを特例第一種被保険者とする旨規定されている。

なお、「厚生年金基金制度の施行に伴う政府管掌厚生年金事務の取扱いについて」(庁保険発第 15 号) によると、特例第一種被保険者に係る符号 (種別) は「5」とされている。

一方、請求期間①のうち、昭和 46 年 12 月 31 日までの期間については、請求者に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録 (以下「被保険者原票等」という。) によると、請求者の A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、請求期間①のうち、昭和 47 年 1 月 1 日以降の期間については、被保険者原票等によると、請求者の A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、同社が昭和 47 年 1 月 1 日に厚生年金基金設立事業所となったことに伴い、請求者は、当該期間について、厚生年金保険の特例第一種被保険者 (種別「5」) となっていることが確認できる。

さらに、請求者が提出した A 社厚生年金基金に係る厚生年金基金加入員証並びに企業年金連合会が提出した請求者に係る中脱記録照会 (回答) 及び厚生年金基金加入員台帳に記載されている加入員資格取得年月日は昭和 47 年 1 月 1 日であり、被保険者原票等により確認できる請求者が厚生年金保険の特例第一種被保険者となった日と一致している。

請求期間②については、被保険者原票等によると、請求者の B 社に係る厚生年金保険被保険

者記録が確認できる上、同社は、昭和 45 年 4 月 1 日に厚生年金基金設立事業所となっていることから、請求者は、請求期間②について、厚生年金保険の特例第一種被保険者（種別「5」）となっていることが確認できる。

また、請求者が提出したD厚生年金基金に係る厚生年金基金加入員証並びに企業年金連合会が提出した請求者に係る中脱記録照会（回答）及び厚生年金基金加入員台帳に記載されている加入員資格取得年月日は昭和 48 年 7 月 17 日であり、被保険者原票等により確認できる請求者が厚生年金保険の特例第一種被保険者となった日と一致している。

以上のことから、請求期間①及び②について、現に請求者の厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、年金記録の訂正を行う必要は認められない。

なお、請求者は、下請け会社の厚生年金基金には代行部分はあるが、自身が勤務していたのはメーカーであり、大企業であるメーカーの厚生年金基金には代行部分はない旨主張しているが、厚生年金基金の代行部分に関して、厚生年金保険法等を確認しても、請求者が主張する内容は見当たらない。